

図解サインの配置に関する基本的な考え方（案）

図解サインの配置は、ターミナル全体の歩行者動線を考慮し、案内サインとして十分に機能する位置に配置することが必要である。今後の具体的な調整にあたり、ターミナル全体としての配置について基本的な考え方を整理する。

歩行者動線に対する適切な配置（基本ルール1-②）

- 歩行者動線に対し、サインが確実に機能するよう設置する。
 - 商業広告の設置位置はサインに対する認知の障害とならないよう調整する。
- 1) 配置基準
- ・ 図解サインは、歩行者及び車いす使用者が共通して読みやすい高さとする。地面から表示盤中央まで1,250~1,350mmを目安とする。
 - ・ 出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認でき、**利用者の円滑な移動を妨げない位置**に配置することを基本とする。
 - ・ **ターミナルマップ**は、各結節空間の**最も認知しやすい位置**に見やすい大きさに配置することを原則とするとともに、結節空間を結ぶ経路上においてもターミナル内における**移動経路を確認する箇所に配置**する。
 - ・ **エリアマップ**は、ターミナル内と周辺地域を結ぶ出入口部等、**周辺施設への経路を確認する箇所に配置**する。
 - ・ **配置間隔は、60m~80mを基本**とし、箇所ごとの個別の特徴に応じて設定する。
 - ・ 結節空間において、改札口等の施設の配置を示す必要が生じた場合は、ターミナルマップを補足する図解サインを設置する。
- 2) 商業広告との位置調整
- ・ 利用者の円滑な移動を確保するために、案内サインを優先する。
 - ・ 広告物はサインに対する利用者の視認性を妨げないよう、重ならない箇所に設置する。



具体的なイメージ

図解サインの機能：施設の位置関係等を図で説明する

- ターミナルマップ：ターミナル内における現在地と目的地までの経路を確認する
- エリアマップ：ターミナルの周辺施設への経路を確認する

